

地方公共団体における「業務継続計画策定状況」に係る調査結果

防災課

1 調査の趣旨等

地震等による大規模災害が発生した際、地方公共団体は、災害応急対策や災害からの復旧・復興対策の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続しなければならない地域の住民生活に不可欠な通常業務を抱えています。災害時に地方公共団体自らが被災し、人、物、情報等の資源が制約を受けた場合でも、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を的確に行えるよう、業務の執行体制や対応手順、業務継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、業務継続性を確保しておくことが極めて重要です。

このため、内閣府（防災担当）において、人口が1万人に満たないような小規模な市町村であっても業務継続計画を容易に策定できるよう「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月）を策定したほか、「地震発災時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（平成22年4月）についても、東日本大震災等を踏まえ内容の拡充等を図り、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（平成28年2月）として改定が行われました。さらに、熊本地震での課題を踏まえ、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月）を策定しています。

消防庁では、業務継続計画の策定状況を把握するため、本調査を毎年実施しており、この度、令和2年度の状況について調査結果を取りまとめました。

※ 業務継続計画

災害時に行政自らも被災し、人、物、情報等利用できる資源に制約がある状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定め、地震等による大規模災害発生時であっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画。

2 調査結果の概要

市町村における調査結果の概要

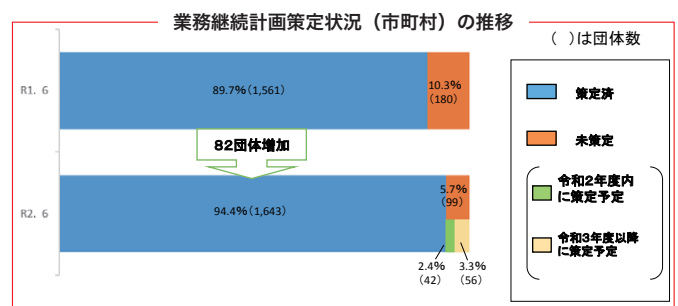
- 策定済団体数は、昨年度から82団体増加し1,643団体となり、策定率が初めて9割を超えた。[策定率94.4%]
- 重要6要素全ての策定済団体数は、昨年度から134団体増加し547団体となり、着実に内容充実の取組みが進んだ。
- 着実に策定が進んでいるものの、災害時の業務継続性の確保の観点から、重要6要素の早期策定など計画の一層の内容充実の取組みが求められる。

※都道府県については全47都道府県で策定済みであるが、重要6要素全ての策定済団体数は昨年度と変わらず40団体である。

※業務継続計画の実効性を確保するために必要な受援に関する規定の策定済団体数は、市町村で昨年度から170団体増加し783団体となった。

(1) 業務継続計画策定状況について

- 都道府県：47団体(100%)
平成28年4月1日時点で、全ての団体が策定済み
- 市町村：1,643団体(94.4%)
前回調査から82団体（4.7%）増加



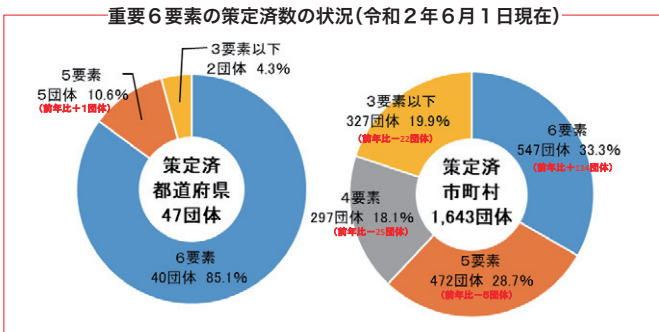
(2) 業務継続計画の重要6要素の設定状況について

重要6要素のうち5要素以上を定めている団体

- 都道府県：45団体（95.7%）
- 市町村：1,019団体（58.5%）

	都道府県	市町村
(1)首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	45	1,596
(2)本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	44	1,442
(3)電気、水、食料等の確保	44	686
(4)災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	46	1,286
(5)重要な行政データのバックアップ	44	1,238
(6)非常時優先業務の整理	47	1,401

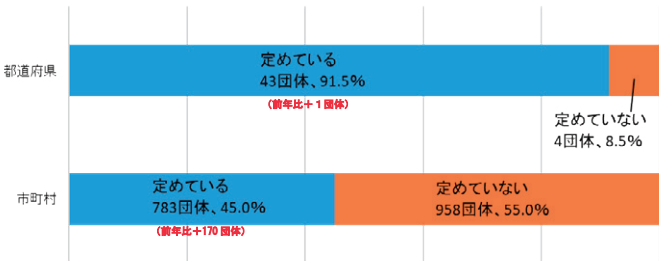
	都道府県			市町村		
	R1.6.1時点	R2.6.1時点	前年度比較	R1.6.1時点	R2.6.1時点	前年度比較
6要素	40	85.1%	0	413	26.5%	134
5要素	4	8.5%	1	477	30.6%	-5
4要素	1	2.1%	-1	322	20.6%	-25
3以下	2	4.3%	0	349	22.4%	-22



(3) 受援に関する規定の策定状況について

- 都道府県：43団体（91.5%）
- 市町村：783団体（45.0%）

受援に関する規定の策定状況



<参考>調査の概要

(1) 調査対象

都道府県47団体及び市町村1,741団体

(2) 調査基準日

令和2年6月1日

(3) 調査内容

- 業務継続計画策定状況について
- 業務継続計画における業務継続に関する重要6要素の設定状況について
- 受援計画の策定状況について

3 調査結果を受けて

消防庁では、調査結果を踏まえ「地方公共団体における業務継続計画の策定について（通知）」（令和3年2月25日付け消防災第14号防災課長通知）により、以下について各地方公共団体に通知したところです。

今後も、地方公共団体における業務継続計画の策定を促進してまいります。

(1) 業務継続計画の策定について

未策定市町村は、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月内閣府（防災担当））や「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続計画の手引き」（平成28年2月内閣府（防災担当））を参考にして、早急に策定すること。

(2) 業務継続計画の内容充実について

策定済団体も以下の項目について取組みを行うこと。

- ① 「市町村のための業務継続計画作成ガイド」において示された特に重要な6要素について策定していない項目がある場合は、その整備を行うこと。
- ② 業務継続計画の実効性を確保するため、地域防災計画や業務継続計画へ受援に関する規定を追加する等、災害時受援体制の整備を行うこと。整備に当たっては、「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（平成29年3月内閣府（防災担当））や「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画策定の手引き」（令和2年4月内閣府（防災担当））を参考にする。
- ③ 職員に対する研修、訓練等の実施により業務継続計画の実効性を確認し、必要な見直しを継続的に行うこと。

<地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（令和3年2月）リンク先>

<https://www.fdma.go.jp/pressrelease/>

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課
TEL: 03-5253-7525